

令和2年度 医療給付事業のお知らせ

秩父別町と北海道は、健康や福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を助成しています。なお、現在受給資格を有している方については、6月に更新（継続）のご案内をしていますので、申請手続きをお願いします。

◆北海道医療給付事業◆			
	重度心身障がい者医療給付事業	ひとり親家庭等医療給付事業	乳幼児等医療給付事業
受給対象者	- 身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けた方（3級は内部障害のみ対象） - 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 - 重度知的障害者（児）	母子、父子家庭等の母、父及び扶養されている児童（原則18歳以下）	0歳から6歳（小学校就学前まで） - 小学生（入院のみ、外来は対象外）
助成内容	3歳未満児及び市町村民税非課税世帯…かかった医療費より、初診時一部負担金を差し引いた額を助成。 初診時一部負担金…医科580円、歯科510円、柔道整復270円 - 上記以外の世帯…かかった医療費の1割に相当する額を差し引いた額を助成。ただし、月額上限あり。 月額上限 外来：18,000円（年間限度額144,000円）【個人】 入院+外来：57,600円（多数該当の場合44,400円）【世帯】 ※薬の容器代、文書料等保険診療外、入院時の食事にかかる自己負担分は、助成の対象外		

◆秩父別町独自の事業◆	
	秩父別町乳幼児等医療費助成事業
受給対象者	0歳～18歳（高校3年生まで）
助成内容	保険診療分の自己負担額全額を助成。ただし、北海道医療給付事業対象者は残る自己負担額を助成。 ※薬の容器代、文書料等保険診療外、入院時の食事にかかる自己負担分は、助成の対象外

●申請時に必要なもの●	
受給者証の交付申請	
- 印鑑、受給者本人の健康保険証（写し） - 前年の所得が確認できる書類（町で所得の確認ができる方は必要ありません） ※所得によっては、北海道医療給付事業の対象とならない場合があります。 - 身体障害者手帳等（重度心身障がい者医療給付事業対象者のみ）	
支払い後の支給申請	
- 医療機関の領収書（診療月、初診・再診、診療点数、支払額等の確認ができる領収書） - 印鑑 - 通帳等（振込口座がわかるもの）	

※注意事項

- 自立支援医療、特定疾患等の公費負担制度や、高額療養費や学校等でのケガによる医療給付がある場合は、その残額を助成の対象とします。

◆お問い合わせ 住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線47）



新型コロナウイルス感染症の影響による 各種保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

保険料減免の対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の一部を減額

保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて **10分の3以上** 減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が **1,000万円以下** であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険料の減免額は、前年の所得金額に応じて変わります。

○上記の(1)～(3)の要件を満たし、ご自身が減免の対象となると思われる方は、役場住民課住民福祉グループまでご相談ください。

◆お問い合わせ 住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線45・47)

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策 特別定額給付金(一人10万円) の申請期限は7月31日です

4月に郵送でお知らせしていた特別定額給付金の申請期限が今月末に迫っています。

まだ申請をされていない方へ7月上旬に郵送でお知らせをしていますので、お早めに手続きをお願いします。

◆お問い合わせ
住民課住民福祉グループ
電話 33-2111 (内線46)

